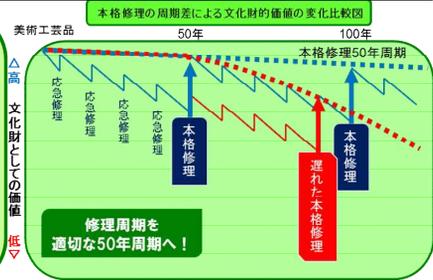
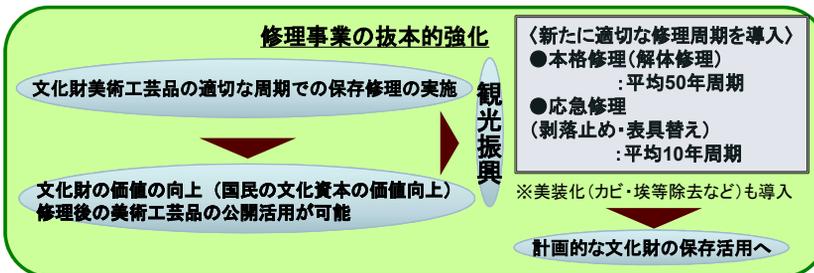


- ・文化財美術工芸品の適切な周期での保存修理を行うことで、文化財の価値を回復させ、公開活用を進めて、観光振興につなげる
- ・事業は次の2つの柱の下で行われる。

①保存修理 (㊦一般・㊧特殊) ②情報発信

※ ㊦一般 比較的小規模かつ短期間で実施するもの(平均して2、3年程度)

㊧特殊 大規模かつ長期にわたる修理で、同質の資材を長期間安定的に確保する必要がある事業(概ね5年以上)



**美術工芸品は観光客誘致の起爆剤**

著名な国宝・重要文化財(美術工芸品)は、1点展示会に出品されるだけで、多くの入館者を呼び込むことが可能

【展示会例】

国宝「阿修羅展」  
入館者数のべ165万人

国宝「鳥獣戯画展」  
入館者数のべ60万人

**公開活用に修理は不可欠**

しかし、適切な時期に修理が施されないために、公開が不可能な美術工芸品が多数存在する。

↓  
貴重な潜在的な文化資源の放置

さらに、修理を施さなかったために、文化財の価値そのものが低下している事例も多い。

↓  
文化資本の価値の低減=国民の財産の喪失

適切な周期での保存修理により、文化資産価値の回復と観光客誘致の両立が可能となる。

**修理で可能となる活用・情報発信(例)**

- ◎修理状況等のWEB公開
- ◎修理後の美術館・博物館とのタイアップ展

【参考】修理完成記念特別展  
糸のみほとけ

-国宝 綴織當間曼荼羅と續仏-  
奈良国立博物館  
会期：平成30年7月14日～8月26日

◎観光客向けガイドツアー(外国人も象)、文化財解説プログラムの作成(多言語音声ガイドなど)

日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業

2019年度概算要求額 100百万円  
(前年度予算額 80百万円)

事業の概要

<事業目的>

『観光立国推進基本計画』(平成29年3月閣議決定)に基づく「観光ビジョン」に掲げられた「文化財の観光資源としての開花」を実現するため、文化財美術工芸品の美しさを取り戻し、観光資源としての価値を再発見させる取り組みを支援する。美観の回復により、観光客の満足度(※)の向上を目指し、持続的な観光需要獲得のためのリピーター増加を図る。

(※)「汚さ・ボロさ」は観光客の不満足理由の上位に挙げられる(奈良県観光局)

<事業内容>

カビ・サビ・埃等の除去、表具・縁の打ち直し、展示収納具の作成等

<事業のメリット>

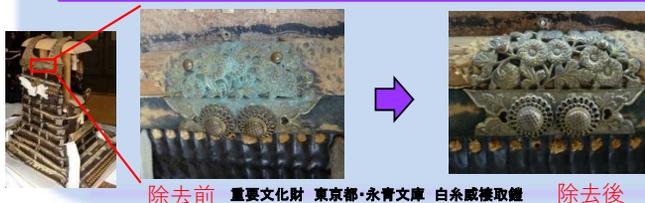
- ・展示活用を容易にする。
- ・美装化によって本格修理の周期もび、長期的には修理費用の軽減につながる。
- 修理周期：50年から70～80年に
- 修理費用：年間18%の削減に

取組事例

<例>カビや長年の埃のたまった仏像の汚れ除去



<例>甲冑の緑青さびが発生していた部分を除去



本格的な保存修理だけでなく、文化財の美しさを取り戻す「若返り」の取組を推進することで、より多くの文化財美術工芸品を観光資源として活用することが可能に！

文化財美術工芸品を活用した観光振興・地域経済活性化の推進に！

活用方法

修理状況等をWEB公開し、誰もが活用

地方公共団体にある美術館・博物館とタイアップ展を開催

外国人を含む観光客を対象にガイドツアーや音声ガイドなどの解説プログラムを作成

文化財（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、及び学術上の価値の高い歴史資料）について、まとまって一箇所に伝存するものを対象に、1点ずつ法量・品質形状・内容を調査・記録して文化財管理台帳を作成し、全体として歴史的価値づけを行うことを通じて貴重な歴史資料群としての文化財の散失を防ぐとともに、保存・活用へ供する。

活用の在り方については、①地元の歴史博物館での展示②WEB上での公開等を想定。



## 文化遺産総合活用推進事業 (地域文化遺産活性化事業)

2019年度要求額 1,403百万円  
(前年度予算額 1,403百万円)

### ■現状の課題等

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与えると同時に心のよりどころとして、**地域に活力を与える国民共有の財産**
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの衰退や文化財の担い手不足で、**地域の文化遺産が消失の危機に直面**

### ■文化芸術推進基本計画(第1期)(平成30年3月閣議決定)

有形・無形の文化財について、価値の適切な継承に資するよう、**地域振興等、観光・産業振興等への活用**のための取組を推進  
日本の文化財や伝統等は、世界に誇るべきもの。**日本人自身がその価値を十分に認識**した上で維持、継承、発展させることが重要

### 事業概要

#### ■目的

地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、特色ある総合的な取組を支援することで、文化振興・観光振興とともに地域活性化を推進

#### 地方公共団体

地方公共団体が文化遺産を活用した地域の目指すべき姿を戦略的に計画。当該計画に合致する**補助事業を手段として実施計画を実現し**、評価する。

#### 補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される**実行委員会**

#### ■補助対象事業

##### 地域の文化遺産次世代継承

- ・ 情報発信(HP、パンフレット等の作成)
- ・ 人材育成(ボランティア等)の育成
- ・ 伝統芸能等の公開、シブシブの開催等

域内の文化遺産を総合的に活用

##### 伝統文化継承基盤整備

- ・ 無形文化財に用いる用具の修理・新調等
- ・ 後継者養成、継承のための記録作成等

文化遺産継承のための基盤を整え活用効果を下支え。

観光客の増

交流人口の増

保存会

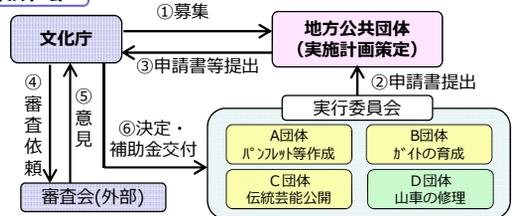
会員の増

UIIター

率の増

...

### 事業フロー



### 活用事例

スマートフォン等を活用した文化遺産案内アプリの開発



文化遺産継承のための用具修理

